

京都市告示第320号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和元年9月11日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
池田内科御池クリニック	中京区麩屋町通御池上る上白山町258-1	令和元年9月1日
おおつか内科クリニック	伏見区淀本町173-27	令和元年9月1日
みゆき歯科	左京区田中大久保町26番地4	令和元年8月11日
さくらぎ桂駅前歯科	西京区桂南巽町138番地1 グランバリエ桂1階	令和元年9月1日
洛西シミズ病院（歯科）	西京区大枝沓掛町13-107	平成30年4月1日
淀セントラル薬局	伏見区淀本町173番地65	令和元年8月1日
富士薬局	伏見区醍醐槇ノ内町17-1	令和元年8月1日
日本調剤 桂薬局	西京区桂南巽町146 グラシューズ桂1階	令和元年9月1日
きくち薬局	山科区御陵原西町7番地3 コープみささぎ105	令和元年8月1日
りゅうじん訪問看護ステーション烏丸	下京区糸屋町215番地1号 701号室	令和元年7月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)